

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成24年12月21日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

3・4・180号八条通（ ・ ・ 1号八条通）

括弧書きは変更前

2 都市計画を定める土地の区域

下京区東塩小路高倉町，東塩小路釜殿町及び西之町の各一部

南区戒光寺町，大黒町，東寺東門前町，西九条戒光寺町，西九条藤ノ木町，西九条小寺町，西九条横町，西九条寺ノ前町，西九条池ノ内町，西九条北ノ内町，西九条院町，東九条東山王町，東九条西岩本町，東九条室町，東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成24年12月21日から平成25年1月11日まで（ただし、土曜日，日曜日，休日，平成24年12月31日，平成25年1月2日及び平成25年1月3日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日まで

に(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)